



国が「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知により、消防団員の処遇改善を進めるために年額報酬、出勤報酬の基準を定めたことから、消防団員の年額報酬、出勤報酬を改正しようとするものです。

1. 背景

- 令和2年4月1日時点で全国の消防団員数は約81万人となっており、2年連続で1万人以上減少している。
- 全国的に災害が多発化、激甚化するなかで消防団の役割も多様化してきており、消防団員の負担が大きくなってきている。
- 国は、消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告を踏まえ、年額報酬、出勤報酬の基準等の留意事項を策定した。
- 国は、各市町村が令和4年3月末までに条例改正し、4月1日からの施行、令和4年度当初からの予算措置を求めている。

2. 現状

- 通知による消防団員の報酬等の基準は次のとおり

項目	通知の内容	当市の状況
年額報酬	階級が団員の者は年額36,500円を標準とする。 団員より上位の階級は、業務の負荷や職責等を勘案し均衡のとれた額とする。	階級が団員の者 24,000円
出勤報酬	1日（7時間45分）当たり8,000円を標準とし、出勤の態様、業務負荷、活動時間を勘案し、標準額と均衡のとれた額とする。	2,500円（1回） 4時間を超える場合5,000円

3. 報酬等の改正案

【年額報酬】

国からの標準額及び階級毎の業務負荷や職責等を勘案したものの。

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
現行	160,000	103,000	81,000	61,000	57,000	31,000	24,000
改正案	178,000	121,000	98,000	77,000	72,000	45,000	36,500

【出勤報酬】

現状と国の標準額を元に検討し、災害出勤で「7時間を超えたときは8,000円」の段階を1つ追加するもの。

現行		金額	改正案		金額
出勤	4時間以内	2,500	4時間以内	2,500	
	4時間を超えたとき	5,000	4時間を超え7時間まで	5,000	
訓練	4時間以内	2,500	7時間を超えたとき	8,000	
	4時間を超えたとき	5,000	4時間以内	2,500	
警戒	4時間以内	2,500	4時間を超えたとき	5,000	
	4時間を超えたとき	5,000	4時間以内	2,500	
			警戒	4時間以内	2,500
				4時間を超えたとき	5,000

※ 出勤、訓練、警戒のいずれも出勤1回あたりの金額

4. 施行日

令和4年4月1日